

令和7年10月 6日

川崎市議会議長 原 典 之 様

宮前区在住者

「小高庵（おだかあん）」を存続させ、令和8年度末以降の継続利用に向けた積極的な検討を求める陳情

陳 情 の 要 旨

市民プラザ本体から離れた場所にある茶室「小高庵」をどのように取り扱うのかについては、現時点では未定と伺っております。

つきましては、「小高庵」を存続させ、令和8年度末以降の継続利用に向けた積極的な検討を願い、陳情いたします。

陳 情 の 理 由

令和7年2月に公表された「川崎市民プラザの今後の方向性について」では、本年（令和7年）中に基本的な考え方を示す、とされ、さらに、現施設の利用終了時期は来年度（令和8年度）末と明示されています。

その一方で、市民プラザ本体から離れた場所にある茶室「小高庵」や日本庭園等をどのように取り扱うのかについては、現時点では未定と伺っております。

茶室は別棟にあり、茶室「小高庵」、書院、待合の3区画から構成されています。特に茶室の「小高庵」は国宝「如庵」を模して建築された貴重な草庵茶室であります。

如庵とは、「織田有楽斎」が、1618年（元和4年）に、京都建仁寺の境内に建てた草庵茶室です。京都の「待庵」、「密庵（みったい）」とあわせて「国宝茶席三名席」と呼ばれる貴重な茶室です。

如庵は、簡素で質素な素材を用いて建てられた茶室で、侘び茶の精神を体現し、亭主と客が心を隔てずに対話できるような空間が設計されており、大変貴

重な茶室とされていますが、この茶室を忠実に模倣している大変貴重な茶室が「小高庵」であります。

一度失ってしまったら、二度と市による復元、改築はできないだろうと思います。しかし、建築から45年が経過し、ある程度の改修は避けられないとも考えます。

つきましては、日本の伝統文化を学び、利用できる施設として「小高庵」を存続させ、令和8年度末以降の継続利用に向けた積極的な検討を願い、陳情いたします。